

らについては、更に被告が支払義務を認める財物損害を加えた額）及びこれに対する本件事故の日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原賠法3条1項に基づく損害賠償を求める予備的請求は理由がある。

原判決中、上記原告らの予備的請求を上記限度で認容し（主文2項）、その余の請求を棄却した（主文3項）部分は相当である。同原告らの控訴及び同原告らに対する被告の控訴は、いずれも理由がないから棄却する（主文3項本文）。

（2） 居住制限区域又は避難指示解除準備区域の原告らについて

居住制限区域又は避難指示解除準備区域に生活の本拠を有していた原告らについては、上記慰謝料1100万円から被告が支払義務を認める賠償金850万円を控除した残額250万円（既払金がこれより少ない場合は、その分を加えた額）と弁護士費用25万円の合計275万円（財物損害の請求をする原告らについては、更に被告が支払義務を認める財物損害の額を加えた額）とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で、予備的請求は理由がある。

したがって、原判決中、慰謝料150万円と弁護士費用15万円の合計165万円（ただし、慰謝料の既払金が少ない原告らにその分を加え、一部の原告らについて財物損害を加えた額）と遅延損害金について上記原告ら（原判決後の既払金がある後記原告らを除く。）の予備的請求を認容した部分（主文2項）は理由があり、これを不服とする被告の控訴は理由がないから棄却する（主文3項本文）。ただし、亡●●●承継人らの遺産分割による訴訟承継及び財物損害に係る訴えの取下げにより、原判決主文2項中、同承継人らに係る部分は、主文3項ただし書及び4項のとおり、一部効力を失い、一部変更された。

原判決中、上記原告らのうち控訴人である原告らのその余の予備的請求を棄却した部分（主文3項）は、当裁判所が認める損害額275万円と原審認容額165万円との差額110万円とこれに対する遅延損害金の請求を棄却した部分は相当でないから、同原告らの控訴に基づき、原判決を変更し、一審認容額のほかに更に同原告らに対する上記支払を被告に命じ（主文1項

（1））、財物損害を含むその余の請求を棄却した部分は相当であるからその余の予備的請求を棄却する（同（2））。相続により訴訟を承継した原告らは、相続分に応じて追加認容額を分割し、端数は承継人らの控訴額を勘案して配分する。なお、原告●●●（61-1）について、原審は、被告が支払義務を認める慰謝料の賠償額850万円から既払金630万円を控除した残額220万円のうち130万円しか認容していないから、この差額90万円も当審において追加認容する。

原判決後に既払金（個別事情による増額分を除く。）が450万円増えた原告ら、●●●、●●●、●●●、●●●、●●●（77-1～5）については、原審認容額865万円に当審追加認容額110万円と既払増加分450万円を加減した525万円と遅延損害金の支払を求める限度で予備的請求を認容し、その余を棄却すべきであるから、被告の控訴に基づき、原判決を変更する（主文2項）。

（3） 緊急時避難準備区域の原告らについて

緊急時避難準備区域に生活の本拠を有していた原告らについては、上記慰謝料300万円から被告が支払義務を認める賠償金180万円を控除した残額120万円（既払金がこれより少ない場合は、その分を加えた額）と弁護士費用12万円の合計132万円とこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で、予備的請求は理由がある。

したがって、原判決中、慰謝料70万円と弁護士費用7万円の合計77万円（ただし、既払金が少ない原告●●●（6）にはその分を加えた額）と遅延損害金について上記原告らの予備的請求を認容した部分（主文2項）は理由があり、これを不服とする被告の控訴は理由がないから棄却する（主文3項本文）。

原判決中、上記原告らのその余の予備的請求を棄却した部分（主文3項）は、当裁判所が認める損害額132万円と原審認容額77万円との差額55万円とこれに対する遅延損害金の請求を

棄却した部分は相当でないから、同原告らの控訴に基づき、原判決を変更し、一審認容額のほかに更に同原告らに対する上記支払を被告に命じ（主文1項（1））、財物損害を含むその余の請求を棄却した部分は相当であるからその余の予備的請求を棄却する（同（2））。

（4） 第6の6の原告らについて

原判決中、原告●●●（37）及び原告●●●（47-1）の予備的請求を一部認容した部分（主文2項）は相当であるから、この部分の取消しを求める被告の控訴を棄却する。原告●●●（20-3）、原告●●●（37）及び原告●●●（47-1）の予備的請求を一部棄却した部分（主文3項）並びに原告●●●（60-3）及び原告●●●（82-7）の予備的請求を全部棄却した部分（主文3項）も相当であるから、同原告らの控訴も棄却する。（以上主文3項）

（5） 主位的請求についての控訴について

原判決中、原告らの主位的請求を棄却した部分（主文1項）は相当であるから、原告らの控訴のうち、その取消しを求める部分を棄却する（主文3項）。

5 仮執行宣言について

原審裁判所及び当裁判所が被告に支払を命ずる損害賠償は、原賠法3条1項に定める原子力事業者の原子力損害についての賠償義務に基づくものである。原賠法は、被害者の保護を図ることを目的とするものであり（1条）、その観点から、原子力事業者に原子力損害についての無過失の賠償責任を負わせる簡明な損害賠償制度を定め、迅速な被害救済を図っているものと解される。

被告は、原賠審が定めた中間指針に従い、賠償基準を定めて原賠法の趣旨に沿った賠償に努めている。しかし、原賠審の中間指針の法的性質は、あくまで原子力損害の賠償に関する紛争について当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針（原賠法18条2項2号）にとどまるものである。中間指針においても、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要であるとして、被告に対して中間指針で明記されなかった原子力損害も含め、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことが期待されている。

紛争の当事者による自主的な解決が困難で、訴訟による司法的解決が求められたときに、上記の法的性質を踏まえた上で、本件事故により放出された放射性物質による広範囲に及んだ被害について、避難を余儀なくされた住民等の被害者を迅速、公平かつ適正に救済するため、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針の趣旨や意義を尊重することが適切な紛争解決に資する側面もあると思われる。しかし、一方で中間指針が個別の紛争解決のすべての基準となるものでないことはその法的性質や趣旨から明らかであるから、中間指針の趣旨を十分考慮しつつも、自主的な紛争解決が困難な場合に用意された憲法上の手続に従ってされる司法判断を可能な限り尊重し、迅速な被害救済を図っていくこともまた、原賠法が原子力事業者の賠償責任を特に定めた趣旨であり、原賠法も、そのことを前提に中間指針の法的性質を位置づけたものと解される。

当裁判所は、被告が、このような司法判断の意義と迅速な被害救済を図る原賠法の趣旨とを十分に踏まえ、本判決を受けて適切に対応することを期待する。

原判決において被告に賠償の支払を命じた部分（本判決により変更された部分を除く。）及び本判決において被告に賠償の支払を命ずる部分に仮執行の宣言を付し、仮執行の免脱宣言を求める被告の申立ては理由がないから却下する。

第2民事部

（裁判長裁判官 小林久起 裁判官 杉浦正典 裁判官 松川まゆみ）

別紙1 原告目録（省略）

別紙2 原告代理人目録

氏名

小野寺利孝
広田次男
清水洋
米倉勉
笹山尚人
高橋力
吉田悌一郎
鳥飼康二
晴被雄太
向川純平
山森良一
渡辺淑彦
山川幸生
深井剛志
河村洋
柿沼真利
西島和
鳥海準
森孝博
高橋右京
横山聡
久保木亮介
今泉義竜
只野靖
木村壮
古田典子
市野綾子
坂口禎彦
山崎真一郎
阿部大介
鈴木さとみ
森川清
森直美
平松真二郎
田村優介
藤田裕
内田耕司
鈴木麻子
星野文紀
高城昌宏
中山隆弘
竹中由重
黒澤知弘
清水俊
穂積学

穂積幸子
北川浩司
菅野哲
向野まゆこ
三浦佑哉
船尾遼
野間啓
坂本博之
丸山幸司
小林憲生
齋田求
吉廣慶子
佐藤真理
吉田恒俊
青島明生
齋藤裕
齊藤正俊
渡邊純
米村俊彦
渡部容子
藤岡拓郎
小林大晋
中川亮
坂田洋介
豊田誠
松村孝
鳥生忠佑
金井知明
長谷川弥生
上柳敏郎
海部幸造
佐藤誠一
杉山茂雅
緒方蘭
竹村和也
野口景子
小島寛司
榎本吾郎
高橋芳代子
宮里民平
鈴木堯博
松岡肇
武田浩一
長谷川悠美
宮腰直子

若生直樹
玉木宏和
柿崎弘行
大久保修一
菊間龍一
塚本和也
山田大輔
佐藤美由紀
尾家康介
宮田学
水谷陽子
大木裕生
岸朋弘
川口智也
久保木太一
下里大介
谷合周三
木南貴幸
大木一俊
野崎嵩史
浅木一希
服部有
佐竹俊之
伊藤一星
関口久美子
長瀬佑志
大川隆司
野本夏生
菊地修
小野寺宏一
北見淑之
長沼拓
鈴木優
小関眞
宇部雄介
染谷昌孝
都築直哉
須藤大輔
斎藤信一
佐藤靖祥
市川守弘
佐々木学
島昭宏
日向野濯
平井康太

別紙3 認容額一覧表

番号	原告氏名	当事者の資格	一番認容額	控訴額	追加認容額
1-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
1-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	22,096,811	1,100,000
3-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
3-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
4-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
4-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
4-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
5-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
5-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
6		控訴人兼被控訴人	1,270,000	9,350,000	550,000
7-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
7-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
8		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
9-1	亡	控訴人兼被控訴人	1,650,000	-	-
9-1-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	8,470,000	-
9-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
9-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
9-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
9-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
10-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
10-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
10-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
10-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
13-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
13-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
13-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
13-4	亡	控訴人兼被控訴人	1,650,000	-	-
13-4-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	4,235,000	-
13-4-2	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	1,414,000	-
13-4-3	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	1,414,000	-
13-4-4	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	1,407,000	-
14-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
14-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
15-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
15-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
17-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
17-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
18-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
18-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
19-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
19-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
20-1		控訴人兼被控訴人	32,349,782	8,470,000	1,100,000
20-2		控訴人兼被控訴人	23,892,563	8,470,000	1,100,000
20-3		控訴人	80,000	5,412,000	-
21		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
22-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
22-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
22-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
22-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
23-1		控訴人兼被控訴人	30,985,967	8,470,000	1,100,000
23-2		控訴人兼被控訴人	8,850,000	8,470,000	1,100,000
24-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
24-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
25		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000

番号	原告氏名	当事者の資格	一番認容額	控訴額	追加認容額
26-1		控訴人兼被控訴人	8,800,000	8,470,000	-
26-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
26-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
26-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
27-1		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
27-2		控訴人兼被控訴人	33,242,518	8,470,000	-
27-3		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
28-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
28-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
28-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
29		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
30-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
30-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
31-1		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
31-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
32-1		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
32-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
32-3		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
33-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
33-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
33-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
33-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
33-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
34		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
35-1		控訴人兼被控訴人	32,901,263	8,470,000	-
35-2		控訴人兼被控訴人	16,150,000	8,470,000	-
35-3		控訴人兼被控訴人	16,850,000	8,470,000	-
35-4		控訴人兼被控訴人	16,150,000	8,470,000	-
35-5		控訴人兼被控訴人	16,150,000	8,470,000	-
36-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
36-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
36-3-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	550,000	2,820,000	363,000
36-3-2	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	550,000	2,820,000	363,000
36-3-3	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	550,000	2,820,000	374,000
37		控訴人兼被控訴人	2,795,007	26,654,253	-
38-1		控訴人兼被控訴人	770,000	71,405,999	550,000
38-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
40-1		控訴人兼被控訴人	3,396,384	8,470,000	1,100,000
40-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
41-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
41-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
42-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
42-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
42-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
43-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
43-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
44-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
44-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
45-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
45-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
45-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
45-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
46-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
46-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
47-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
47-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
47-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
47-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
47-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
48-1		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
48-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000

番号	原告氏名	当事者の資格	一審認容額	控訴額	追加認容額
48-3		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
48-4		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
49-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
49-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
49-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
50-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
50-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
50-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
50-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
51-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	49,428,990	1,100,000
51-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
52-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
52-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
53		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
54-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
54-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
54-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
54-4-5	承継人	控訴人兼被控訴人	4,050,000	8,470,000	1,100,000
55-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
55-2	亡	控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
55-2-1	承継人	控訴人兼被控訴人		8,470,000	-
56-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
56-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
56-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
57-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
57-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
57-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
57-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
57-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
57-6		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
57-7		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
58-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
58-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
58-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
59-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
59-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
60-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
60-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
60-3	(旧姓)	控訴人	0	5,500,000	-
60-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
61-1		控訴人兼被控訴人	2,950,000	8,470,000	2,000,000
61-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
61-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
62-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
62-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
62-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
62-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
62-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
63-1		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
63-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
64-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
64-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
64-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
64-4-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	550,000	2,140,000	374,000
64-4-2	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	275,000	2,110,000	181,500
64-4-3	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	275,000	2,110,000	181,500
64-4-4	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	550,000	2,110,000	363,000

番号	原告氏名	当事者の資格	一審認容額	控訴額	追加認容額
65-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
65-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
65-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
65-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
66-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
66-2	亡	控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
66-2-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人		4,235,000	550,000
66-2-2	亡 承継人	控訴人兼被控訴人		1,414,000	183,700
66-2-3	亡 承継人	控訴人兼被控訴人		1,414,000	183,700
66-2-4	亡 承継人	控訴人兼被控訴人		1,407,000	182,600
67		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-1		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-3		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-4		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
69-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
69-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
69-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
70		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
71		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
72-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
72-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
73-1		被控訴人	1,650,000		
73-2		被控訴人	1,650,000		
73-3		被控訴人	1,650,000		
73-4		被控訴人	1,650,000		
74-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
74-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
74-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
76	(旧姓)	控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
77-1		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-2		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-3		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-4		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-5		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-6		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
78-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
78-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
78-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
79-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
79-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
80		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
81-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
81-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-1		控訴人兼被控訴人	7,750,000	8,470,000	1,100,000
82-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-6		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-7		控訴人	0	5,665,000	-
総合計			600,664,484	1,880,823,053	149,950,000
		被控訴人分合計	600,584,484		(単位：円)

(注)一審認容額には、亡 承継人 (原告54-4-5)が当審において訴えを取り下げた財物損害に係る認容額含まない。

別紙5 原判決補正一覧

注: 真行は、補正箇所の冒頭を示し、補正前後の内容は、付加削除等の補正方法も示す。		
頁	補正前	補正後
13	14	14
16	2	2
16	10	10
17	5	5
17	5	5
18	12	12
20	4	4
20	9	9
20	15	15
25	5	5
28	1	1
28	2	2
28	2	2
30	2	2
33	4	2
43	1	1
43	2	2
58	8	8
69	13	13
84	16	16
98	12	12
98	18	18
98	21	21
99	6	6

注: 真行は、補正箇所の冒頭を示し、補正前後の内容は、付加削除等の補正方法も示す。		
頁	補正前	補正後
101	17	17
107	13	13
129	17	17
133	21	21
134	17	17
141	1	1
152	19	19
153	3	3
153	19	19
159	23	23
159	24	24
163	13	13
168	10	10
168	18	18
168	20	20
169	16	16
169	16	16
170	19	19
179	12	12
181	16	16
188	25	25
196	16	16
199	11	11
201	19	19
205	23	23
208	1	1
222	13	13
222	14	14
222	20	20
232	24	24
265	17	17
275	17	17
277	9	9
278	7	7
281	7	7
282	4	4